

令和5年度 鉛作業主任者技能講習

佐賀労働局長登録1-6
有効期間満了日 令和6年3月30日

下記に定める鉛作業の業務については、「鉛作業主任者技能講習」を修了した者から、作業主任者を選任することが必要です。

《鉛作業の主なもの》

- 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被船、剥船又は被船した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
 - 鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む。)
 - 鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付け又は当該絵付けを行った物の焼成の業務
- (講習が必要な業務の詳細は、労働安全衛生法第14条、同施行令第6条の19号、同施行令別表第4をご参照ください。)

1 講習日・場所

- ① 講習日 申込書のとおり
- ② 講習会場 当協会講習場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話0952-37-8277)

2 定員 50名

3 科目・時間 (受付開始時間 8:30~) (休憩時間は講習時間の1時間毎に5分、昼休み時間50分)

講習科目	講習時間	日程	時間
鉛による健康障害およびその予防措置に関する知識	3	1日目	9:00
作業環境の改善方法に関する知識	3		16:10
保護具に関する知識	1	2日目	9:00
関係法令	3		15:05
修了試験	1		15:05

※科目の入替により終了時刻が変わる場合があります。開始時刻は、原則として変更しません。

- 4 受講料 当協会々員 13,860円(テキスト・資料代金0円、受講代金のみ) ※金額は税込
一般 15,730円(テキスト・資料代金1,870円含む)

5 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

- (1) 持参の場合 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
③本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

[振込口座] 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) からでも申込書を送付出来ます。 [佐賀県労働基準協会](#) [検索](#)

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



6 注意事項

- (1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。
- (2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図、用意する物等の注意事項とともに送ります。受講する方に必ずお渡しください。
- (3) テキストは初日に配布します。 (4) 当日の申し込みは受理いたしません。